

福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

福井県後期高齢者医療広域連合長

東村新一

福井県後期高齢者医療広域連合条例第1号

福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年福井県後期高齢者医療広域連合条例第21号）の一部を次のように改正する。

第13条中「被保険者均等割額」を「所得割額又は被保険者均等割額」に改める。

第15条第1項第1号の次に次の1号を加える。

(1)の2 当該年度の保険料賦課期日において、前号の規定による減額の対象となる被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第4号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない世帯に属する被保険者 前号に定める額に当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額を加えた額

第15条第1項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に2分の1を乗じて得た額を控除した額とする。

第16条中「前条第1号」を「前条第1項第1号、第1号の2」に改める。

附則第3条中「若しくは第8条」と、「被保険者均等割額」とあるのは「被保険者均等割額又は所得割額」を「、第8条若しくは第9条」に改める。

附則第6条中「以下の」を「を超えない」に改める。

附則の次に次の1条を加える。

（平成21年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例）

第9条 平成21年度において、被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第15条及び第16条の規定にかかわらず、この広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の9を乗じて得た額を控除した額とする。

- 2 平成21年度において、賦課期日後に被保険者の資格を取得又は喪失した被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第15条及び第16条の規定にかかわらず、前項の規定により算定した被保険者均等割額について第14条の規定により月割をもって算定した額とする。
- 3 前2項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。